受託事業契約書［雛形］

［委託者（会社・団体名）］（以下、「甲」という。）と学校法人四国大学（以下、「乙」という。）は、下記契約項目表記載の受託事業（以下、「本受託事業」という。）を実施するにあたり、学校法人四国大学・四国大学受託事業規程第７条に基づき、以下のとおり受託事業契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（契約項目表）

①事業名			
②事業目的			
③事業内容			
④事業期間			
⑤乙の事業責任者			
⑥甲の受託事業費の負担 （消費税及び地方消費税額を含む）	直接経費	間接経費	合計
	円	円	円
⑦甲の事業費以外の施設、設備及び経費等の提供			
⑧受託事業費等の支払期限			
⑨成果に係る知的財産権の帰属			
⑩事業完了報告書提出期限			

（受託事業の事業名、目的、内容及び期間）
第１条　本受託事業の事業名、目的、内容及び期間は、それぞれ表記契約項目表①、②、③及び④に記載のとおりとする。

（事業責任者）
第２条　乙は、表記契約項目表⑤に記載の者を事業責任者として、本受託事業を遂行する。
２　乙は、乙に属する者を新たに本受託事業の事業責任者とすることができる。この場合、乙はあらかじめ甲に書面により通知しなければならない。

（事業協力者）
第３条　乙は、本受託事業を遂行する上で事業責任者以外の者の参加又は協力が必要と認めた場合、あらかじめ甲の同意を得て、事業協力者として本受託事業に参加させることができる。

（第三者への委託の制限）
第４条　乙は、甲の事前の書面による同意を得ることなく、本受託事業の全部又は一部を事業協力者以外の第三者に委託してはならない。

（受託事業費の負担並びに施設、設備及び経費等の提供）
第５条　甲は、表記契約項目表⑥に記載の受託事業費を負担するものとする。
２　甲は乙に対し、前項に規定する受託事業費のほか、表記契約項目表⑦に記載の施設、設備及び経費等を提供するものとする。

（受託事業費の支払期日）
第６条　甲は、前条に規定する受託事業費を、乙の発する請求書により、表記契約項目表⑧に記載の支払期限までに支払を完了しなければならない。

（成果の帰属）
第７条　本受託事業の結果生じた成果に係る知的財産権の帰属は、表記契約項目表⑨に記載のとおりとする。

（事業完了報告書の提出）
第８条　本受託事業が終了したときは、乙は速やかに受託事業完了報告書を作成し、表記契約項目表⑩に記載の期日までに甲に提出するものとする。

（秘密の保持）
第９条　甲及び乙は、本受託事業を遂行する上で知り得た秘密について、相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示又は漏えいしないものとする。

（事業の中止又は期間の延長）
第10条　事業責任者の休業・転出等により事業の続行が困難となったとき、又は天災その他事業遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本受託事業を中止し、又は事業期間を延長することができる。
２　前項の規定により本受託事業を中止し支払われた受託事業費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額を返還するものとする。

（その他）
第11条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義を生じたときは、甲・乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本契約書を２通作成し、甲・乙はそれぞれ記名・捺印の上、各１通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲　［住所］
［会社・団体名］
［代表者名］　㊞

乙　徳島市応神町古川字戎子野１２３番地１
学校法人四国大学
理事長　佐　藤　一　郎